

平成 26 年 2 月 19 日

法務省 刑事局長  
林 真琴 様

公益社団法人 日本精神神経学会  
理事長 武田 雅俊

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の政令に関する要望

「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」において「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」を定める政令について検討がなされていることと存じます。当学会と致しましては、精神疾患を有する者につき、不当な制限が加えられ、人権が損なわれ、あるいは差別・偏見を助長することのないよう、病名を特定した表記は極力なされないよう、繰り返し要望してきたところです。

上記政令につきましても、同法の参議院での附帯決議「同項の適用は、特定の病名そのものに対してではなく、その症状に着目してなされるものであることに鑑み」に反することのないよう、あくまでも適用されるのは病名ではなく症状であることが明らかであるような表現で政令を作成されることを強く要望します。

以 上